

# 太田市外三町広域清掃組合第6期分別収集計画

## 1 計画策定の意義

太田市、千代田町、大泉町、邑楽町の一市三町で構成されている太田市外三町広域清掃組合では、①「群馬県ごみ処理適正化計画」に基づくごみ減量化、資源化、リサイクルの情報発信拠点としてのリサイクル施設の整備、②既存施設の更新を目的とした代替え施設の整備、③安定かつ効率的なごみ処理とスケールメリットを生かした広域的な取り組みを主な目的に平成16年3月に完成し、稼働している。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分場の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにすると共に、組合とその構成市町が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場を民間に委託している当組合としては、ごみから出た再利用可能な粗大ごみは再生修理して展示販売等を通して、住民への啓発、普及をしていきながら、当施設の主な役割である「リサイクル」を基本としたごみ排出抑制を重点的に推進するものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たって基本的方向を以下に示す。

組合を構成する太田市・千代田町・大泉町・邑楽町が協力してごみ減量化につとめ、リサイクルを促進する。

収集運搬は構成市町で行い、中間処理・保管は当組合で行う。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他色）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
排出量の見込み (トン)	組合全体	24,395	24,358	24,322	24,256	24,190	
	内 訳	太田市	16,717	16,732	16,747	16,732	16,717
		千代田町	1,164	1,160	1,156	1,152	1,148
		大泉町	4,206	4,167	4,129	4,091	4,053
		邑楽町	2,308	2,299	2,290	2,281	2,272

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、市町民・事業者・行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら下記の各事業をすすめる。

また、組合としては施設見学会を実施し、住民・事業者に対し廃棄物の発生抑制及び分別排出に関する意識の啓発に努める。

### ① 太田市

行政、住民、事業者が一体となったごみの発生回避「Refuse(リフューズ)」、発生抑制「Reduce(リデュース)」、再使用「Reuse(リユース)」、再生利用「Recycle(リサイクル)」のそれぞれの単語の頭文字を取った4R運動の推進を引き続き行っていく。また、地域住民からの要請により、生涯学習事業における講師として派遣し分別排出の意識向上に努める。

### ② 千代田町

ごみ収集カレンダーの住民毎戸配布を行い、分別方法を3ヶ国語(英語・ポルトガル語・中国語)で記載したものを作成し、必要に応じて周知を図っている。

広報紙による啓発、地区役員との連携、マイバック運動の推進のためエコバッグの配布を行う。また、エコちよだ(職員のごみ排出抑制運動)の取り組みを行う。

### ③ 大泉町

広報おおいずみの「キラキラ環境シリーズ」にて、ごみ減量・リサイクル推進等に関する記事を掲載し、情報提供及び啓発を図る。

### ④ 邑楽町

地域とのパイプ役である生活環境委員と連携し、地域と密着したごみ分別指導の徹底、ごみの減量化やリサイクル活動を推進する。また、生活環境委員によるごみの出し方の指導及び回覧啓発を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分  
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん
	茶色のガラス製容器	〃
	その他のガラス製容器	〃
主として紙製の容器包装であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項にきていする主務省令で定める物の見込み（法第8条第2項第4号）

(1) 太田市外三町広域清掃組合全体の分別収集量の見込み

区分	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製容器	469		468		467		466		465	
主としてアルミ製容器	302		302		302		301		301	
無色のガラス製容器	(合計) 677		(合計) 675		(合計) 675		(合計) 673		(合計) 672	
	(引渡) 677	(独自) 0	(引渡) 675	(独自) 0	(引渡) 675	(独自) 0	(引渡) 673	(独自) 0	(引渡) 672	(独自) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 779		(合計) 778		(合計) 778		(合計) 775		(合計) 773	
	(引渡) 779	(独自) 0	(引渡) 778	(独自) 0	(引渡) 778	(独自) 0	(引渡) 775	(独自) 0	(引渡) 773	(独自) 0
その他のガラス製容器	(合計) 249		(合計) 249		(合計) 249		(合計) 248		(合計) 248	
	(引渡) 249	(独自) 0	(引渡) 249	(独自) 0	(引渡) 249	(独自) 0	(引渡) 248	(独自) 0	(引渡) 248	(独自) 0
主として紙製容器であつて飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	81		81		81		80		80	
主として段ボール製容器	1,713		1,735		1,759		1,783		1,807	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であつて飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 621		(合計) 621		(合計) 619		(合計) 618		(合計) 616	
	(引渡) 621	(独自) 0	(引渡) 621	(独自) 0	(引渡) 619	(独自) 0	(引渡) 618	(独自) 0	(引渡) 616	(独自) 0
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 549		(合計) 549		(合計) 549		(合計) 548		(合計) 546	
	(引渡) 549	(独自) 0	(引渡) 549	(独自) 0	(引渡) 549	(独自) 0	(引渡) 548	(独自) 0	(引渡) 546	(独自) 0
うち白色トレイ	(合計) 18		(合計) 18		(合計) 18		(合計) 18		(合計) 18	
	(引渡) 18	(独自) 0	(引渡) 18	(独自) 0	(引渡) 18	(独自) 0	(引渡) 18	(独自) 0	(引渡) 18	(独自) 0

## (2) 構成市町毎の内訳

太田市

区分	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製容器	343		343		343		343		343	
主としてアルミ製容器	221		221		222		221		221	
無色のガラス製容器	(合計) 495		(合計) 495		(合計) 496		(合計) 495		(合計) 495	
	(引渡) 495	(独自) 0	(引渡) 495	(独自) 0	(引渡) 496	(独自) 0	(引渡) 495	(独自) 0	(引渡) 495	(独自) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 570		(合計) 570		(合計) 571		(合計) 570		(合計) 570	
	(引渡) 570	(独自) 0	(引渡) 570	(独自) 0	(引渡) 571	(独自) 0	(引渡) 570	(独自) 0	(引渡) 570	(独自) 0
その他のガラス製容器	(合計) 182		(合計) 182		(合計) 183		(合計) 182		(合計) 182	
	(引渡) 182	(独自) 0	(引渡) 182	(独自) 0	(引渡) 183	(独自) 0	(引渡) 182	(独自) 0	(引渡) 182	(独自) 0
主として紙製容器であつて飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	59		59		60		59		59	
主として段ボール製容器	1,439		1,464		1,490		1,516		1,542	
主として紙製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であつて飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 454		(合計) 455		(合計) 455		(合計) 455		(合計) 454	
	(引渡) 454	(独自) 0	(引渡) 455	(独自) 0	(引渡) 455	(独自) 0	(引渡) 455	(独自) 0	(引渡) 454	(独自) 0
主としてプラスチック製の容器包装であつて上記以外のもの	(合計) 403		(合計) 404		(合計) 404		(合計) 404		(合計) 403	
	(引渡) 403	(独自) 0	(引渡) 404	(独自) 0	(引渡) 404	(独自) 0	(引渡) 404	(独自) 0	(引渡) 403	(独自) 0
うち白色トレイ	(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14	
	(引渡) 14	(独自) 0	(引渡) 14	(独自) 0	(引渡) 14	(独自) 0	(引渡) 14	(独自) 0	(引渡) 14	(独自) 0

千代田町

品目	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製容器	19		19		18		18		18	
主としてアルミ製容器	12		12		12		12		12	
無色のガラス製容器	(合計) 27		(合計) 27		(合計) 27		(合計) 27		(合計) 26	
	(引渡) 27	(独自) 0	(引渡) 27	(独自) 0	(引渡) 27	(独自) 0	(引渡) 27	(独自) 0	(引渡) 26	(独自) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 31		(合計) 31		(合計) 31		(合計) 31		(合計) 30	
	(引渡) 31	(独自) 0	(引渡) 31	(独自) 0	(引渡) 31	(独自) 0	(引渡) 31	(独自) 0	(引渡) 30	(独自) 0
その他のガラス製容器	(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10		(合計) 10	
	(引渡) 10	(独自) 0	(引渡) 10	(独自) 0	(引渡) 10	(独自) 0	(引渡) 10	(独自) 0	(引渡) 10	(独自) 0
主として紙製容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3		3		3		3		3	
主として段ボール製容器	38		38		37		37		37	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 25		(合計) 25		(合計) 24		(合計) 24		(合計) 24	
	(引渡) 25	(独自) 0	(引渡) 25	(独自) 0	(引渡) 24	(独自) 0	(引渡) 24	(独自) 0	(引渡) 24	(独自) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 22		(合計) 22		(合計) 22		(合計) 22		(合計) 22	
	(引渡) 22	(独自) 0	(引渡) 22	(独自) 0	(引渡) 22	(独自) 0	(引渡) 22	(独自) 0	(引渡) 22	(独自) 0
うち白色トレイ	(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1		(合計) 1	
	(引渡) 1	(独自) 0	(引渡) 1	(独自) 0	(引渡) 1	(独自) 0	(引渡) 1	(独自) 0	(引渡) 1	(独自) 0

大泉町

区分	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製容器	64		63		63		62		61	
主としてアルミ製容器	41		41		40		40		40	
無色のガラス製容器	(合計) 92		(合計) 91		(合計) 90		(合計) 89		(合計) 89	
	(引渡) 92	(独自処理) 0	(引渡) 91	(独自処理) 0	(引渡) 90	(独自処理) 0	(引渡) 89	(独自処理) 0	(引渡) 89	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 106		(合計) 105		(合計) 104		(合計) 103		(合計) 102	
	(引渡) 106	(独自処理) 0	(引渡) 105	(独自処理) 0	(引渡) 104	(独自処理) 0	(引渡) 103	(独自処理) 0	(引渡) 102	(独自処理) 0
その他のガラス製容器	(合計) 34		(合計) 34		(合計) 33		(合計) 33		(合計) 33	
	(引渡) 34	(独自処理) 0	(引渡) 34	(独自処理) 0	(引渡) 33	(独自処理) 0	(引渡) 33	(独自処理) 0	(引渡) 33	(独自処理) 0
主として紙製容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	11		11		11		11		11	
主として段ボール製容器	185		182		181		179		177	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 84		(合計) 84		(合計) 83		(合計) 82		(合計) 81	
	(引渡) 84	(独自処理) 0	(引渡) 84	(独自処理) 0	(引渡) 83	(独自処理) 0	(引渡) 82	(独自処理) 0	(引渡) 81	(独自処理) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 75		(合計) 74		(合計) 74		(合計) 73		(合計) 72	
	(引渡) 75	(独自処理) 0	(引渡) 74	(独自処理) 0	(引渡) 74	(独自処理) 0	(引渡) 73	(独自処理) 0	(引渡) 72	(独自処理) 0
うち白色トレイ	(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3		(合計) 3	
	(引渡) 3	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0	(引渡) 3	(独自処理) 0

邑楽町

品目	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製容器	43		43		43		43		43	
主としてアルミ製容器	28		28		28		28		28	
無色のガラス製容器	(合計) 63		(合計) 62		(合計) 62		(合計) 62		(合計) 62	
	(引渡) 63	(独自) 0	(引渡) 62	(独自) 0	(引渡) 62	(独自) 0	(引渡) 62	(独自) 0	(引渡) 62	(独自) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 72		(合計) 72		(合計) 72		(合計) 71		(合計) 71	
	(引渡) 72	(独自) 0	(引渡) 72	(独自) 0	(引渡) 72	(独自) 0	(引渡) 71	(独自) 0	(引渡) 71	(独自) 0
その他のガラス製容器	(合計) 23		(合計) 23		(合計) 23		(合計) 23		(合計) 23	
	(引渡) 23	(独自) 0	(引渡) 23	(独自) 0	(引渡) 23	(独自) 0	(引渡) 23	(独自) 0	(引渡) 23	(独自) 0
主として紙製容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	8		8		7		7		7	
主として段ボール製容器	51		51		51		51		51	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0
主としてポリエチレンテレフタート(PET)製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 58		(合計) 57		(合計) 57		(合計) 57		(合計) 57	
	(引渡) 58	(独自) 0	(引渡) 57	(独自) 0	(引渡) 57	(独自) 0	(引渡) 57	(独自) 0	(引渡) 57	(独自) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 49		(合計) 49		(合計) 49		(合計) 49		(合計) 49	
	(引渡) 49	(独自) 0	(引渡) 49	(独自) 0	(引渡) 49	(独自) 0	(引渡) 49	(独自) 0	(引渡) 49	(独自) 0
うち白色トレイ	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0	(引渡) 0	(独自) 0



## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績（1人当たりの量）} \times \text{予測人口}$$

### <参考資料>

#### 太田市外三町広域清掃組合構成市町の計画期間の人口推移予測

市町村名	H23年度人口	H24年度人口	H25年度人口	H26年度人口	H27年度人口
太田市	220,200	220,400	220,600	220,400	220,200
千代田町	11,930	11,888	11,845	11,803	11,762
大泉町	40,906	40,530	40,157	39,788	39,422
邑楽町	27,654	27,550	27,445	27,342	27,238
太田市外三町広域清掃組合	300,690	300,368	300,047	299,333	298,622

### 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

収集・運搬業務は構成市町の責務で実施し、組合にて中間処理、保管を行う。

### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号）

ビン、ペットボトル、飲料用紙製容器包装、白色トレイ、その他プラスチック製容器包装については、組合にて選別、圧縮、保管を行う。

缶については、社会福祉法人 杜の舎にて選別、圧縮を行い、組合にて保管する。

段ボールについては、引き続き各構成市町にて委託収集し、民間業者による選別・処理とする。

### 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

#### (1) 「家庭のごみの分け方と出し方」の各戸配布

構成市町において、市町民の分別収集に対する意識高揚のため「家庭ごみの正しい分別と出し方」の知らせを広報等に掲載し、周知している。

#### (2) 「資源ごみ回収報奨金交付事業」

各構成市町の資源ごみ回収団体（子供会、学校、PTA、老人会などの団体）に対し、回収実績により各構成市町が報奨金を交付し、資源化と減量化を推進する。

#### (3) 「分別収集計画記載実績の確認」

分別収集見込量と実績量の確認を毎年度行い、記録しておき、乖離があった場合にはその要因について検討を行う。

#### (4) 「分別収集計画の公表」

分別収集計画を本組合と構成市町のホームページに公表し、計画の周知をする。